

平成31年度事業計画書

平成30年度は、数多くの自然災害が日本列島を襲い、当センターも台風21・24号により大阪・川崎の施設が被害を受け、いまだ、復旧工事を進めているところです。

一方、食肉に係る生産・流通を巡る状況は、肉用牛の飼養頭数が回復しつつある中で、育種・飼養技術の進展により、和牛では格付等級「4」の生産割合が最も高くなっています。

また、厚生労働省は平成30年度に食品衛生法を改正し、食品事業者に対して、一般衛生管理に加え、HACCPの考え方を取り入れた衛生管理の導入を義務付け、遅くとも2020年6月までに施行されることとなりました。

昨年12月に発効したTPP11に続き、本年2月には、日EU経済連携協定が発効したこと等により、新たな畜産経営安定対策が導入される等、大きな転換点を迎えている中で、センターとしては、状況の変化を考慮した取引情報の提供及び既貸付施設の機能の維持向上に努めるとともに、新たな部分肉流通施設の整備等を進めます。

1 部分肉取引情報関連

(1) 取引情報の収集・公表

全国の主要食肉卸売企業から収集する部分肉取引情報を公表地域（首都圏、近畿圏、中京圏、九州地域）ごとに畜種別、部位別に集計し、ホームページで、日報・週報等として、公表します。

これまで週報として公表してきた部分肉和牛「3」規格を、生産割合の最も高い和牛「4」規格に変更して、週報として公表することにします。

なお、「3」規格は月報としての公表を継続します。

また、日報・週報等の公表にあたっては、日本経済新聞等や食肉業界紙と連携を図ります。

(2) 公表システムの整備

① 和牛「4」規格公表のためのシステムの整備を行います。

② 改元、消費税率の変更に対応するシステムのテストの実施及び運用を行います。

(3) 公表委員会

公表委員会を開催し、公表価格についての意見聴取（価格変動の要因、相場感覚から見た公表価格の評価等）を定期的（首都圏では4半期毎、近畿圏では半年毎）に実施します。

(4) 部分肉流通情報検討会

部分肉流通情報検討会において、(1)の取引情報の収集・公表を含めた部分肉流通に関する情報の発信機能を、今後、どのように強化していくのかを検討しま

す。

(5) 価格公表業務関連調査研究

当該研究には平成26年度に造成した基金(特定費用準備資金)を活用して、センターが収集保存している価格取引データ等を使用して、枝肉価格と部分肉価格の相関関係分析等を行います。

2 部分肉流通施設の貸付け・整備等

(1) 新棟施設の整備

① 川崎センターのA棟及びB棟の老朽化の進行及び部分肉流通の多様化等食肉流通を巡る状況の変化に対応するため、昨年11月に策定した新棟施設整備基本計画に基づき、入居の応募状況を踏まえ、本年度は、設計に着手するとともに、駐車場代替地の検討を進めます。

② 新棟施設整備基金の造成

新たな部分肉流通施設及び関連施設の整備を計画的に行うため、平成27年度に策定した新棟施設整備方針に基づき基金(資産取得資金)の造成を行います。

(2) 部分肉流通施設の貸付け

センターにおける卸売取引施設等について、関係者からの情報収集、事業者への働きかけ等を行うことにより、空き小間の減少を図ります。

部分肉流通施設の空き小間状況(平成31年2月28日現在)

川崎センター B棟1小間、F棟(事務室)1小間

大阪センター 南館(事務室)2小間、北館(事務室)3小間

計5小間

(3) 現行施設の修繕等

① 台風21号被害施設の修繕

昨年の台風21号により被災した施設のうち、まだ終了していない大阪南館附属棟及び管理棟の改修等を実施します。

② 大規模修繕等

大規模修繕等については、平成26年度に造成した基金(特定費用準備資金)を活用して、川崎E棟給排水管その他更新、F棟オーバーヘッドドアの改修、構内道路・バースの修繕及び大阪南館のオーバードア更新等を実施します。

③ 通常修繕等

通常修繕計画に基づいて工事内容の緊急性、重要性等を勘案して施設・設備の修繕等を計画的・経済的に行うことにより、その機能の維持向上に努めます。

また、出店者の入退去に伴う原状回復工事等に随時対応します。

(4) 衛生対策事業等の実施

センター内の衛生水準の一層の向上を図ることを目的として、

- ① 共用部分の衛生検査
- ② 共用部分等の専門業者による清掃、消毒
- ③ F棟1階Cバース荷捌室壁面防カビ対策塗装等の対策を実施します。

また、センター出店者が、急速冷凍施設を共同で利用して部分肉の需給調整を行うために、急速冷凍事業を実施します。

3 部分肉の流通の改善及び合理化のための調査等

(1) 部分肉の需給変動時期における調査の実施

首都圏・近畿圏の主要食肉卸売業者を対象に、需給変動時期（年末年始、ゴールデンウィーク）等における部分肉の流通・価格動向等に関する調査を実施します。

(2) ちくさんフードフェアの開催

平成31年10月12日（土）・13日（日）（予定）の2日間に川崎センター施設内及び中公園緑地内において、日本食肉流通センター卸売事業協同組合及び日本食肉流通センター川崎冷蔵事業協同組合との共催で、第38回ちくさんフードフェアを開催します。

(3) センター出店者・消費者等を対象とした研修会の開催等

センター出店者をはじめ食肉関係者や消費者等を対象に、新入社員向け衛生講習会、食品衛生法の改正により、食肉販売業者等が組織する団体がHACCPの考え方を取り入れて作成した衛生管理の手引書を利用した研修会等を開催します。

(4) 食肉流通標準化システムへの取組み

食肉流通の合理化を促進するため、食肉流通標準化システム協議会の事務局として、食肉流通システムの標準化に向けた取組みを推進します。